

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人台湾協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、必要に応じ、理事会の決議を経て従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次条に定める事業を行い、台湾関係者の交流親善、相互理解、共栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日台相互理解の促進を目的とする事業
- (2) 学術及び文化の振興を目的とする事業
- (3) 青少年の健全な育成を目的とする事業
- (4) 慰霊、顕彰、平和祈念を目的とする事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び台湾において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の維持及び管理)

第6条 この法人は、所有する財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により、別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類（以下「計算書類等」という。）に

については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。
- 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員会会長は、評議員会を取りまとめ、評議員会の議長を勤める。

(選任等)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を含む評議員5名以上で構成する役員等候補選定委員会が、評議員候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議により行う。

- 2 役員等候補選定委員会の運営についての規則は、理事会においてこれを定める。
- 3 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 5 評議員は、前条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員に対して、1日当たり総額10万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、評議員会に出席するものとする。
- 3 監事は、評議員会に出席することができ、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の決定
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準の決定

- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 名誉会長及び名誉顧問の称号、授与の決定
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を以て招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 評議員会の議長は評議員会会長がこれに当たる。ただし、評議員会会長が欠席した場合又は評議員全員改選直後の評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員のそれぞれの候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告する事を要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 2 1 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 2 2 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 2 名以内を代表理事とし、3 名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 2 3 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 2 4 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事会はその議決によって、代表理事の中から、理事長を選定することができる。

4 理事会はその議決によって、業務執行理事の中から、専務理事及び常務理事を選定することができる。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 5 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他法令及びこの定款に定められた権限を行使する。

(役員の任期)

第 2 6 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

5 役員は、第 2 2 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員等の解任)

第 2 7 条 役員及び評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) この会の名誉を毀損し、または目的趣旨に反するような行動があったとき
(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
(責任の免除又は限定)

第29条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は代表理事がこれに当る。
- 3 代表理事が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の事互選された者がこれに当たる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 事業報告及び計算書類等の承認
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 理事会運営規則の改廃
- (7) 名誉会長及び名誉顧問の称号、授与の決定
- (8) その他法令又はこの定款に定める事項

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事は理事会を招集することができる。
- 3 代表理事は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を以て招集の通知を発しなければならない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員

(会員)

第36条 この法人の趣旨に賛同し後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は齋藤毅、業務執行理事は根井洸とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
小川瑞穂、清原利行、園部逸夫、高澤孝一、三宅教雄、森田高光、山下越子、
弓座千鶴子

改正	平成24年6月20日
	平成25年6月19日
	平成26年6月20日
	令和 4年1月31日
	令和 4年6月18日
	令和 8年3月25日
(最新)	令和 8年6月7日